

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

農林振興事務所長に対する事務委任規則（平成十四年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この号において「法」という。）中次の事項を行うこと。

ア 法第八十九条の二第二項において準用する法第五十二条第六項の規定により、会議を招集すること。

イ 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二第一項及び第五十条の二の三第一項の規定により、非農用地区域内に換地を定める土地、地積を特に減じて換地を定める土地及び換地を定めない土地を指定し、並びに法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二第二項（法第五十三条の二三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その旨を通知すること。

ウ 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二三第三項の規定により、仮清算金を支払うこと。

エ 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三第二項（法第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該土地を取得することが適当と認める者を、その者の同意を得て、当該土地を取得すべき者として定めること。

オ 法第八十九条の二第六項の規定により、一時利用地を指定し、又は土地の全部若しくは一部の使用及び収益を停止させること。

カ 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の七の規定により、使用し、及び収益することができなくなった土地又はその部分を管理すること。

キ 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第二項の規定により、金銭を徴収すること。

ク 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第三項の規定により、仮清算金を徴収し、又は支払うこと。

ケ 法第八十九条の二第十項において準用する法第五十四条第五項の規定により、通知すること。

コ 法第八十九条の二第十項において準用する法第五十四条の三の規定により、清算金を徴収し、又は支払うこと。

サ 法第八十九条の二第十一項の規定により、土地改良区への仮清算金等を支払い、又は徴収するとともに、その旨を通知すること。

シ 法第一百三十三条の三の規定により、届け出ること。

ス 法第二百二十二条第二項ただし書の規定による許可をすること。

四 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十四条第五項第三号イの規定による土地改良事業の施行に伴う用地の買収を証する書類の交付をすること。

附 則

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。